第42条の５第１項第１号ハ（償却費）	00434	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(第42条の５第１項第１号ハ)	00435	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の５第１項第１号ハ）	00436	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
第42条の５第６項（償却費）（同条第１項第１号ハ）	00437	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(第42条の５第６項（同条第１項第１号ハ))	00438	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の５第６項（同条第１項第１号ハ))	00439	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
第42条の５第１項第１号ニ、平成25年旧措置法第42条の５第１項第１号ハ、平成24年旧措置法第42条の５第１項第１号ロ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第１号ロ（償却費）	00287	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(第42条の５第１項第１号ニ、平成25年旧措置法第42条の５第１項第１号ハ、平成24年旧措置法第42条の５第１項第１号ロ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第１号ロ)	00288	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の５第１項第１号ニ、平成25年旧措置法第42条の５第１項第１号ハ、平成24年旧措置法第42条の５第１項第１号ロ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第１号ロ）	00289	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
平成25年旧措置法第42条の５第１項第２号イ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第２号イ（償却費）	00290	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(平成25年旧措置法第42条の５第１項第２号イ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第２号イ)	00291	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成25年旧措置法第42条の５第１項第２号イ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第２号イ）	00292	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
第42条の５第１項第２号、平成25年旧措置法第42条の５第１項第２号ロ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第２号ロ（償却費）	00293	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(第42条の５第１項第２号、平成25年旧措置法第42条の５第１項第２号ロ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第２号ロ)	00294	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の５第１項第２号、平成25年旧措置法第42条の５第１項第２号ロ又は平成23年12月旧措置法第42条の５の２第１項第２号ロ）	00295	法規別表十六(九)「９」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第42条の５第２項、」の次に「平成25年旧措置法第42条の５第２項、」を「第42条の５第３項、」の次に「平成25年旧措置法第42条の５第３項、」を加え、同表中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却の項中「又は平成24年旧措置法第42条の６第１項第１号（償却費」を「(償却費」に「第11項（特別償却準備金）(第42条の６第１項第１号又は平成24年旧措置法第42条の６第１項第１号」を「第11項（特別償却準備金）(第42条の６第１項第１号」に「別表十六(九)「20」」を「別表十六(九)「８」」に改め「(同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額)」を削り、同表中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「又は平成24年旧措置法第42条の６第２項」を削り、同表事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却の項及び事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除の項を次のように改める。